

入 札 公 告

国立大学法人琉球大学において、下記のとおり長期借入金の借入について一般競争入札に付します。

1. 競争に付する事項

件 名	琉球大学学生寄宿舍及び国際交流会館整備事業に係る長期借入金
借入金額	金588,627,000円
借入日	平成31年3月26日(火)

2. 借入の根拠法令及びその条項

国立大学法人法第33条第1項及び国立大学法人施行令第8条第3号

3. 借入の償還に関する事項

(1) 償還期間に関する事項

償還期間 25年(うち元金据置1年)

(2) 償還方法に関する事項

元利均等による償還とし、毎月末に口座引落等による支払とする。

4. 融資方法について

単独融資とする。

5. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者は、銀行、信用金庫等法令に基づき融資を行う者のうち、次の各号を全て満たす者とする。

①国内法令に基づく業務の停止を受けていないこと。

②国が指定する格付機関における長期発行体格付において、1社以上でAランク以上の格付を受けていること。保険会社にあつては、保険金支払能力格付において、1社以上でAランク以上の格付を受けていること。なお、格付はいずれも最新のものであること。

③沖縄県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(2) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後2年を経過していない者(代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同じ。)は、競争に参加する資格を有さない。

①公正な競争の執行を妨げた者又は不正な利益を得るために連合した者

②落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

③正当な理由なくして契約を履行しなかった者

④その他、契約の履行に際し本学に損害を与えた者又は本学の信用を失墜させる

行為のあった者

- ⑤前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6. 契約条項等を示す場所

契約条項を示す場所、入札書を提出する場所並びに入札説明書を交付する場所
沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学本部管理棟2階
財務部経理課収入・支出係（担当者：嘉味田）
TEL：098-895-8058

7. 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成31年2月26日（火） 13時30分
場 所 沖縄県中頭郡西原町千原1番地
国立大学法人琉球大学本部管理棟2階 第二会議室

8. 参考貸付金利、格付確認書類等の提出期限及び場所

提出期限 平成31年3月4日（月） 16時00分
提出場所 上記6.と同じ

9. 入札書提出期限及び提出場所

提出期限 平成31年3月14日（木） 16時30分
提出場所 上記6.と同じ

10. 開札の日時及び場所

日 時 平成31年3月15日（金） 13時30分
場 所 沖縄県中頭郡西原町千原1番地
国立大学法人琉球大学本部管理棟2階 第一研修室

11. 入札方法

入札書は直接持参すること。郵便、信書便、電報、FAX、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

12. 入札の無効

本入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が提出した入札書は無効とする。

13. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、本学が定める予定金利の範囲内で、最低金利をもって入札を行なった入札者を落札者とする。

14. その他

詳細は入札説明書及び長期借入金仕様書によるので、入札参加者は入札説明書及び長期借入金仕様書を熟知すること。

平成31年2月15日

国立大学法人
琉球大学長

大 城



長期借入金仕様書

1. 件名 琉球大学学生寄宿舍及び国際交流会館整備事業に係る長期借入金
2. 借入金額 金588,627,000円
3. 用途 琉球大学学生寄宿舍及び国際交流会館整備事業
4. 借入及び償還に関する事項
 - (1) 借入形式 証書借入
 - (2) 契約手続日 平成31年3月22日(金)
 - (3) 借入日 平成31年3月26日(火)
 - (4) 償還期間 25年(うち元金据置期間1年)
 - (5) 償還方法等
 - ①毎月末に元利均等返済するものとする。
 - ②契約日から10年間は固定金利とし、10年経過後に金利の見直しを行なうものとする。
 - ③端数が生じる場合は、最終償還時の調整とする。
 - ④定時償還日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日とする。
 - ⑤利息の支払いは、毎月末払いとし、初回は両端、2回目以降は片端、日割計算、後払いとし、利息額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てるものとする。
5. 入札金利に関する事項
 - (1) 入札金利は、基準金利とスプレッドの合計金利とし、基準金利についての説明(基準金利の指標名称及びその指標を使用した理由)を明記すること。なお、基準金利の指標は、入札日の2営業日前(平成31年3月13日(水))の各金融機関が定めるものとし、算出根拠を明記すること。
6. 契約時における金利に関する事項

契約金利は、入札金利の利率とする。

また、契約日から10年経過後の固定金利の見直し時においては、基準金利の指標の変動を基に、協議の上決定する。
7. 担保・保証に関する事項

無担保・無保証とする。
8. その他

繰上償還は、協議のうえ手続が行えるものとする。